

昭和25(1950)年、 「二十三首都市」の方式

23特別区は、現行どおり存置し、その名称「特別区」を「首都市(仮称)」と改める。

23首都市の機能は、現行地方自治法どおりとし、その範囲内における実質的行財政権を確立せしめる。

23首都市の区域は、都の区域外とする。

23首都市はその連合体(一部事務組合)を組織し、以下の事務は、その連合体が執行する。

- ①23首都市の区域における警察・消防・交通・水道
その他大都市的事務
- ②23首都市の連絡調整に関する事務
- ③23首都市の区域における府県の事務

※地方行政調査委員会議に提出